松山認定こども園　星岡（幼保連携型）
重　要　事　項　説　明　書

令和８年４月

特定教育・保育を提供するにあたり、園児及びその保護者に対し当園が説明すべき事項は、次のとおりです。（この説明書は、松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「松山市基準条例」という。）第５条、その他の市町が特定する条例に基づくものです。）

目　　次

１　施設設置者の概要
２　施設の目的及び運営方針
３　施設の概要
４　職員の職種、員数及び職務の内容
５　職員の勤務体制
６　提供する特定教育・保育等の内容
７　利用者の負担する費用
８　入園、退園、転園、登園停止及び休園、卒園
９　緊急時における対応
10　非常災害対策
11　虐待防止のための措置
12　事故発生時の対応
13　秘密保持等
14　苦情解決
15　当園利用にあたっての留意事項
16　嘱託医（医師、歯科医）

1　施設設置者の概要

設置者の名称	学校法人　松山学園
法人所在地	愛媛県松山市星岡二丁目 22 番 7 号
代表者氏名	大城 慎也（理事長）
電　話　番　号	089-958-2468
設立年月日	平成 27 年 4 月 1 日

2　施設の目的及び運営方針

目　　的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳から小学校就学前の子どもに対する教育、並びに保育を必要とする零歳から小学校就学前の子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
運　営　方　針	（１）良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとします。 （２）当園を利用する園児の意思及び人格を尊重して、常に当該園児の立場に立って特定教育・保育を提供するよう努めるものとします。 （３）地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。 （４）園児の人権の擁護、虐待の防止に努めるものとします。 （５）園児の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしないものとします。

3　施設の概要

（1）　認定及び確認

施設の名称	松山認定こども園 星岡（幼保連携型）
サービス等種別	特定教育・保育、延長保育、地域子育て支援事業、一時預かり事業
認定・確認 年月日	平成 27 年 4 月 1 日
所在地	愛媛県松山市星岡二丁目 22 番 7 号
管理者氏名	白石　泉（園長）

電話番号	089-958-2468
施設開設年月日	平成 27 年４月１日
利 用 定 員	ア　満３歳以上の小学校就学前子ども（下記イに掲げる小学校就学前の子どもを除く。） 150 人 イ　満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 276 人 ウ　満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 96 人 内訳）満１歳に満たない園児　32 人 満１歳以上、満３歳未満の園児　64 人

（２）　規模・構造

１・２号園舎	
構　　造	鉄骨造２階建て一部３階建て建物
延べ床面積	2,963.31 ㎡
屋外遊技場	1,965 ㎡

３号棟園舎	
構　　造	鉄骨造４階建て建物
延べ床面積	1334.86 ㎡

（３）　部屋の種類

①　１・２号園舎

保育室	14 室	853.83 ㎡	一時・特定保育室	１室	36.04 ㎡
遊戯室	２室	393.56 ㎡	子育て支援センター	１室	62.74 ㎡
多目的室	１室	103.06 ㎡			
学童ひまわり	１室	56.94 ㎡			

②　３号園舎

保育室	６室	378.13 ㎡	遊戯室	１室	219.19 ㎡
EV ホール	１室	23.96 ㎡			

（４）　その他設備（各棟合わせて）

便所	27 室	調理室	１室
教材室	２室	調理準備室	１室
倉庫	４室	調乳室	４室
事務所	５室	沐浴室	３室
図書スペース	１室	更衣・休憩室	４室

医務室	２室	ボランティアルーム	１室
会議室	２室		

４　職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	１名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	２名	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
主幹保育教諭	２名	園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどる。
主任保育教諭（主幹と兼任）	２名	園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他職員に対して必要な指導助言を行う。
保育教諭	53 名	園児の教育及び保育をつかさどる。
保育補助	３名	保育教諭の補助業務をつかさどる。
看護師	２名	園医の指示、指導の、園児の看護をつかさどる。
栄養士	１名	園児の食事に関する衛生管理、栄養指導、献立立案をつかさどる。
事務職員	７名	園を運営する事務業務をつかさどる。
運転手	５名	園児の登降園、及び園外保育等に利用するバスの運転業務をつかさどる。
園医・園歯科医	各１名	定期的に園児の健康を守るため視診、助言、指導を行う。

※但し、前項の職員のほか、必要に応じて講師、その他の職員を置くことができるものとします。また、職員数は、諸事情により年度途中において変更となることがあります。

５　職員の勤務体制

次の勤務形態により、週 40 時間で編成した勤務表（毎月単位）によることとしています。

主な職種の勤務形態

職種	勤務形態	備考
園長、副園長	８：00～17：15	
主任保育教諭 保育教諭	早出　７：00～16：15 普通　８：00～17：15 遅出　10：00～19：15	

※上表の勤務時間には休憩時間 75 分が含まれています。

６　提供する特定教育・保育等の内容

（１）特定教育・保育

ア　提供する特定教育・保育

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年３月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）及び保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下に掲げる特定教育・保育の提供を行います。

（ア）　満３歳以上の園児に対する教育（教育標準時間４時間）

（イ）　満３歳以上の園児であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭に

おいて必要な保育を受けることが困難であるものに対する保育
（保育標準時間 11 時間又は保育標準時間８時間のいずれか）

（ウ）　満３歳未満の園児であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものに対する保育
（保育標準時間 11 時間又は保育標準時間８時間のいずれか）

イ　特定教育・保育を提供する日及び時間（　●が提供する日　）

時　　間	月	火	水	木	金	土	日
ア 10：00～14：00（教育標準時間認定に係る教育時間）	●	●	●	●	●		
イ 7：00～18：00（保育標準時間認定に係る保育時間）	●	●	●	●	●	●	
ウ 8：00～16：00（保育短時間認定に係る保育時間）	●	●	●	●	●	●	

※但し、上記アについては、夏休み、冬休み、春休み、行事振替休日、地方祭、警報（暴風、暴風雪）発令日については、提供いたしません。
また、上記ア、イ、ウいずれも、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及び国民の祝日に関する法律に定められた休日については、提供いたしません。

ウ　【教育標準時間認定に係る子どもに係る学期】
第１学期　４月１日から７月 31 日まで
第２学期　８月１日から 12 月 31 日まで
第３学期　１月１日から３月 31 日まで

（２）食事の提供

（３）園児の送迎

（４）延長保育事業
保育標準時間認定こども　→　18 時から 20 時まで
保育短時間認定こども　　→　16 時から 20 時まで

（５）　地域子育て支援拠点事業
当園は、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を、原則として１日９時から 15 時 30 分まで、かつ、１週間５日開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

（６）　一時預かり事業
【一般型】
保護者が病気や出産、家族の看護等などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、８時から 16 時（最大延長 20 時）まで、一時的に保育を実施します。
【幼稚園型】
主に教育・保育給付認定１号園児が、教育標準時間以外の７時から 19 時まで、理由の如何を問わず、当園にて預かり保育を受けることができます。また、地域の未就学児も利用することができます。
※上記いずれも、受入体制やこどもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りにありません。

（７）　乳児等通園支援事業
保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない１歳～２歳の子どもに対し、９時から 12 時、若しくは 13 時から 16 時までのいずれかの範囲で、１人あたり月 10 時間を上限として一時的に保育を実施します。
※受入体制やこどもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りにありません。

7　利用者の負担する費用

（1） 松山市運営基準条例第 13 条第１項その他の市町運営基準条例の規定による利用者負担額

（2） 松山市運営基準条例第 13 条第２項の規定による特定教育・保育費用基準額

（3） 松山市基準条例第 13 条第３項の規定による特定教育・保育に要する費用

（4） １号園児については入園児の入園考査料（1 号認定）3,000 円を徴収します。
１号・２号園児については、教材費・施設充実費として毎月 3,000 円の上乗せ徴収をいたします。３号園児については、この限りではありません。
但し、教材費・施設費の内訳は、毎月購入する絵本代、教育プログラムとして実施する英語授業、茶道教室、プログラミング授業、宇宙教育などの特別授業に関する教材等の費用と園外保育等で使用する園バス利用料等とします。

（5） 給食の提供に際しての料金は下表のとおりとします。

対象園児	主食費	副食費	給食費 （主食費+副食費）
１号認定子ども	30 円（１食）	270 円（１食）	300 円（１食）
２号認定子ども	600 円／月	5,400 円／月	6,000 円／月
３号認定子ども	―	―	―

※欠席の有無にかかわらず開園日数分を徴収します。

※１号認定子ども及び２号認定こどもで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年４月 30 日内閣府令第 39 号）第 13 条第４項第３号に規定するもの（以下「副食費免除対象者」という。）については、主食費のみを徴収します。また、給食費（主食費・副食費）については、欠席の有無にかかわらず開園日数分を徴収します。

（6） ３歳以上の希望者はバスの利用を可とし、園バス利用料は以下の通りです。

	便名		時間	料金
バス利用料	行き	朝コース	7:30 発	1,250 円
	帰り	昼コース	14:00 発	1,250 円
		遅便コース	16:30 発	

※行きと帰りはコースが異なります。

※帰りのコースはどちらかを選択頂くこととなりますが、預かり利用や課外の利用により上記時間に乗れない場合には、家族送迎となります。

※行きのみ利用して帰りは家族送迎など、個別での選択が可能です。

※基本的にバス利用は毎日利用を原則とし、コース決定後は年度中の変更は出来ませんのでご留意下さい。但し、やむを得ない理由等での変更の場合は、個別にご相談下さい。

※申込後は、乗車しなかった場合であっても日割り等での減額は行いません。

（7）延長保育の料金については下表のとおりとします。

ア　保育標準時間認定子ども

	時間	料金
２号認定子ども	18 時から 19 時まで	200 円
３号認定子ども	19 時から 20 時まで	300 円

イ　保育短時間認定子ども

	時間	料金
２号認定子ども	７時から８時まで	100 円/時

３号認定子ども	16 時から 18 時まで	
	18 時から 19 時まで	200 円
	19 時から 20 時まで	300 円

（注）延長利用をされる場合は、予めご連絡下さい。

（８）他園の休日保育を利用し、一月の利用日数が各月の日数から各月の休所日（日曜日、祝日、１月２日、１月３日、12 月 29 日から 31 日）を除いた日数を超える場合は、一日当たり下表のとおりとします。

	保育標準時間認定	保育短時間認定
２号認定子ども ３号認定子ども	2,000 円	2,000 円

（９）一時預かり事業（幼稚園型）の料金は、下表のとおりとします。

ア　学期中の一時預かり

	時間	料金
１号認定子ども	７時から８時まで	100 円
	14 時から 18 時まで	100 円/時
	18 時から 19 時まで	200 円
	19 時から 20 時まで	300 円

イ　土曜日・長期休業中などの一時預かり

	時間	料金
１号認定子ども	７時から 18 時まで	100 円/時
	18 時から 19 時まで	200 円

（注）給食の提供に際して、一食当たり当園の給食費 300 円（主食費 30 円、副食費 270 円）を徴収します。

(10) 一時預かり事業（一般型）の料金は、下表のとおりとします。

	時間	料金
在園児以外の子ども	８時から 12 時まで （午前半日）	1,000 円
	12 時から 16 時まで （午後半日）	800 円
	８時から 16 時まで （一日）	1,800 円
	16 時から 18 時まで	100 円/時
	18 時から 19 時まで	200 円
	19 時から 20 時まで	300 円

（注）午前半日と一日利用の場合は、給食の提供に際して、一食当たり当園の給食費 300 円（主食費 30 円、副食費 270 円）を徴収します。

(11) 乳児等通園支援事業の料金は、下表のとおりとします。

	時間	料金
在園児以外の子ども	９時から 12 時まで	300 円/時
	13 時から 16 時まで	300 円/時
◎ 利用予約をした後のキャンセル料については以下のとおりとなります		
利用日の前日 16:59 まで	発生なし	利用時間枠の消費なし
利用日の前日 17:00 以降	300 円	利用時間枠を消費

無断キャンセル	300 円/時	利用時間枠を消費

（注）生活保護世帯は無料、市県民税非課税世帯は 60 円/時、市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯は 90 円/時となります。

（注）13 時から 16 時までの利用の場合は、おやつの提供に際して、一食当たり 20 円を徴収します。

（注）「利用日の前日」とは、当園の開所日のうち利用日の１営業日前とします。
例：利用日が月曜日の場合、前日は前週の土曜日

８　入園、退園、転園、登園停止及び休園、卒園

（１）当園の入園は、園児の保護者が法第 20 条の規定によりその居住地の市町の認定を受けた後、当法人と締結した利用契約書に記載された日といたします。

（２）当園の退園は、園児の保護者から退園届が提出されたことを条件として退園と見なします。また、３か月以上保育料、その他の納付金を滞納した場合は、当園より退園勧告を行うことがあります。なお、退園時には、滞納していた納付金全額を納入していただきます。

（３）当園の転園は、園児の保護者から前月の 10 日前までに、当園に申し出ることが必要となります。なお、前項と同様、退園届をご提出ください。１号認定園児には在園証明書を発行いたします。

（４）当園の登園停止及び休園は、次に該当する利用乳幼児について行うものとする。

ア　感染症罹患等のため、他の児童に感染する恐れがある場合

イ　特別な理由がなく、１か月のうちに１日も登園しない場合

ウ　他の児童の保育に著しく支障を来たすと認められる場合

エ　その他、園長が不適当と認める場合

なお、登園停止及び休園の期間中も保育料の納付は必要となります。

（５）当園の卒園は、以下の場合とする。

ア　利用乳幼児が小学校に就学したとき

イ　利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

ウ　その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

９　緊急時における対応

当園の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

10　非常災害対策

（１）当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成するものとします。

（２）当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるように努めるものとします。

（３）当園は、少なくとも年２回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとします。

（４）当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うものとします。

11　虐待の防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

12　事故発生時の対応

（1）　当園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

ア　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。

イ　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備します。

ウ　事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行います。

（2）　当園は、園児に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（3）　当園は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行います。

（4）当園は、園児に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13　秘密保持等

（1）当園の職員及び管理者は、正当な理由なくその業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。

（2）当園は、職員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとします。

（3）当園は、小学校、その他の特定教育・保育施設等、地域子ども支援事業を行なうもの、その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該園児の保護者の同意を得ておくものとします。

14　苦情解決

（1）当園は、その提供した特定教育・保育に関する園児又は園児保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとします。

（2）当園は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録するものとします。

（3）当園は、その提供した特定教育・保育に関する園児等からの苦情に関して市町が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

（4）当園は、その提供した特定教育・保育に関し、法大 14 条第 1 項の規定により市町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、園児等からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

（5）当園は、市町からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町に報告するものとします。

（6）苦情・相談受付窓口

対象園児	苦情・相談受付窓口	担　当　者
A　1・2号認定園児	089-958-2468	1・2号認定担当副園長
B　3号認定園児	089-969-1234	3号認定担当副園長

※上記A、Bいずれも　・受付時間　9：00～17：00（日曜、祭日、年末年始を除きます。）
・担当者が不在の場合は、事務所まで申し出て下さい。
・当園ホームページのお問い合わせフォームをご活用ください。

15　当園ご利用にあたっての留意事項

利用定員総数超過の場合の選考方法	入園を希望する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、利用定員の総数を超える場合は、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、当園の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考その他公正な方法により選考するものとします。
施設行事等への参加	園児の健やかな成長を図るために、保護者の皆様の施設行事等への積極的な参加をお願いいたします。
緊急時の連絡	緊急連絡が必要な場合、連絡が円滑に行われるようご協力をお願いします。
嘱託医師、協力医療機関以外の医療機関への受診について	より専門的な医療が必要と判断された場合や、継続的な受診が必要な場合、遠方への受診等は、ご家族に対応していただく場合もあります。
居室・設備・器具の利用について	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくこともあります。
宗教活動・政治活動・営利活動の禁止について	他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

16　嘱託医（医師、歯科医）

医療機関の名称	医療法人順風会　天山病院小児科“チューリップ”
医　長　名	小谷　信行
所　在　地	愛媛県松山市天山二丁目3番30号
電　話　番　号	089-946-1515

医療機関の名称	医療法人順風会　天山歯科クリニック“すずらん”
医　院　長　名	田村　英嗣
所　在　地	愛媛県松山市天山二丁目4番17号
電　話　番　号	089-935-8020